

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：福祉局

通 知 日：令和6年5月14日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘11	119	【子ども自立アシスト事業】 （PDCAの視点） 福祉局は、本事業の事業目標指標として、本事業の目的や事業内容に即した、分かりやすい指標を用いられたい。	本事業は高等学校等への進学に課題を抱える世帯を支援し、貧困の連鎖を断ち切り将来の自立を促進することを目的としており、これまでは生活保護世帯の将来的な扶助費の削減を事業目標指標として設定していたが、生活困窮世帯を含めた事業全体の進捗を図る指標として、「本事業利用者の高等学校等への進学率」を設定した。	措置済	令和6年2月22日
意見42	120	【子ども自立アシスト事業】 （PDCAの視点） 福祉局は、生活保護世帯の利用者割合を向上させるため、その原因と対策を検討し、実施されたい。	生活保護世帯の利用者割合を向上させるため、利用者割合の低い区にヒアリング及び委託事業者によるケースワーカーへの事業説明会を行うなど個別の取組を行ってきたが、さらに以下のような取組を実施し更なる利用者割合の向上を図る。 (1) 各区の利用勧奨（面談）の実施状況を福祉局にて定期的に確認し、利用開始に至っていない原因を捕捉するとともに、阻害要因の解消に必要な対策を講じていく。 (2) 全区のケースワーカー向けに本事業の重要性や活用事例を共有する研修を福祉局が主体となって実施することで、ケースワーカーの事業説明力の向上を図り、親自身が課題を抱えている世帯に対しても利用につながるよう努めていく。	見解	—
意見43	120	【子ども自立アシスト事業】 （3Eの視点） 福祉局は、生活困窮世帯の利用者数を向上させるため、生活困窮世帯における対象者の全体数の把握方法を検討されたい。	本事業は、生活困窮者自立支援法に基づき実施しているが、国のKPI等もないことからこれまで対象者数を設定せず、区の自立相談支援窓口で相談し利用申込みのあった世帯を本事業の対象としてきた。 しかしながら、ここ数年で、教育委員会事務局やこども青少年局により、本事業の目的に合致したこどもの発見に繋がる事業が拡充され、当該事業を通じて利用申込みされる世帯が本事業利用世帯の大多数を占めるようになったことから、「不登校人数」や「こどもの貧困率」等他部局が有する情報の共有等も通じて生活困窮世帯における全体数の把握に努める。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：福祉局

通 知 日：令和6年5月14日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見44	120	【子ども自立アシスト事業】 （PDCAの視点） 福祉局は、各委託事業者から報告を受けるべき必要事項を明確にし、客観的な評価指標も含めて、福祉局としての評価が可能な内容の報告を受けられたい。	委託事業者からの報告について、令和3年度以前は報告内容を詳細に定めていなかったこともあり委託事業者の報告内容にばらつきが生じていた。令和4年度より記載要領を設定することで記載内容を明確にし、また、客観的な指標として「高校進学率」や「支援回数・期間」等による事業評価は行っているが、さらに以下のような取組みを実施することで更なる客観的な指標による事業評価を行っていく。 (1) 日常生活・学習面・対人関係に対する「心の変化」や、進学等に向けての「行動変容」など、客観的な評価指標を新たに設定し、事業者から報告を受け、福祉局として事業全体の評価が行えるように努める。（新たな指標（数値）の収集に当たっては利用者アンケートを実施） (2) 上記(1)を記載するに当たって記載要領を改訂し、必要事項（報告内容）をより明確にする。	見解	—